

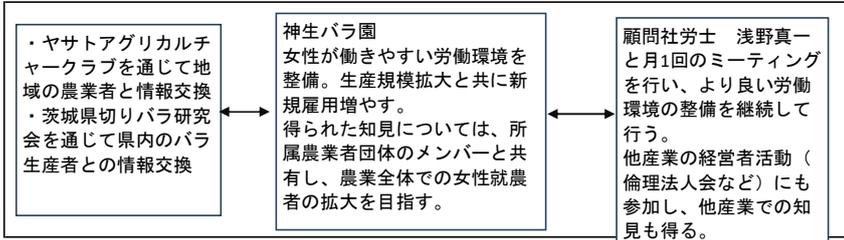
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業  
(女性が働きやすい環境の整備支援)計画書

1 地域取組主体の概要

名称	神生バラ園	
所在地	〒315-0156茨城県石岡市吉生3113	
代表者	神生潤一	
主な組織の事業内容(注)	<p>【事業内容】バラ・草花枝物等の生産販売※主に市場出荷</p> <p>【従業員数】9名(内女性8名)</p> <p>【経営規模】(バラ)温室1250坪(草花枝物)露路畑2ha</p> <p>【農業関連事業】代表神生潤一は(株)エフメジャーセブンスを経営し、こちらの運営するオンラインショップにて神生バラ園の生産物を花束等へ加工し、一般消費者へ販売。</p>	女性農業者の人数: 8人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題(注)

<p>【地域の女性農業者の課題】</p> <p>当園が所在する地域では、近隣のつくば市や土浦市といった都市部への雇用流出が顕著であり、特に女性従業員の確保に課題を抱えています。その大きな要因のひとつが、農業現場と都市部企業との間にある賃金格差です。都市部では小売業やサービス業などで安定した時給水準が整備されており、就労先として選ばれやすい傾向があります。</p>
<p>【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】</p> <p>衛生的なトイレなどの労働環境が整備されていない圃場では、労働するにあたり心理的なハードルが高いという声があります。このような状況下で女性雇用を維持・拡大していくには、賃金以外の面で「働きやすさ」や「安心感」を提供することが極めて重要であり、今回の男女別トイレ整備はその基盤整備の第一歩として位置付けています。地域農業の将来を担う人材を確保するためにも、農業現場が都市部と同様に安心して働ける環境であることを可視化し、魅力ある職場づくりを進めてまいります。</p>
<p>【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】</p> <p>農業分野においては、近年、女性の感性や丁寧な作業が求められる場面が増えており、特に花卉や野菜など繊細な管理が必要な作物では、女性の活躍が不可欠です。しかしながら、実際の現場では、女性の新規参入・継続就業・能力発揮のいずれにおいても、いくつかの構造的な課題が存在しています。</p> <p>○農業に関心のある女性がいても、「職場環境への不安」や「設備面の未整備」が心理的な壁となり、就業の最初の歩を踏み出せないケースが多くあります。中でもトイレや更衣室など、基本的なインフラの不足は、農業を職業として選ぶ際の大きなハードルとなっています。</p> <p>○農業に従事し始めても、家庭との両立支援や就労時間の柔軟性が確保されていない現場では、定着が難しく、繁忙期と家庭行事が重なることで離職につながることも少なくありません。</p> <p>○女性が農業現場で責任ある立場や意思決定の場に進出する機会はまだまだ限られています。現時点では生産部、事務部にそれぞれ1名リーダーを任命していますが、他スタッフについても希望者には責任のあるポジションを用意し、活躍できるような職場環境作りに努めます。</p> <p>こうした中で、農業が「女性にとって魅力ある職場」となるには、ハード(設備)・ソフト(運用体制)両面での改善が必要です。本事業による男女別トイレの整備は、まずは安心して農業現場に入ってもらうための基盤づくりであり、今後は段階的に、女性の能力が発揮できる持続可能な職場環境づくりへとつなげていく予定です。</p>

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画(注1)

区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する 女性農業 者(注3) の人数	備考
②男女別 トイレ	令和7年11月	バラ生産温室 敷地内	1	8	
計			1	8	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された者を含む。)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事する者とする。農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定(見直し)に向けた取組内容	備考
2025.12	女性従業員向けにアンケートの実施(働きやすさ・職場への要望等)	
2025.12	アンケート結果の集計・分析	
2025.12	男女別トイレの整備完了。働きやすさ向上の第一段として公表準備	
2026.1	育児休暇制度の措置	
2026.1	行動計画の確定版を社内掲示	
2026.2	行動計画の公表	

(注1) 計画策定(見直し)に向けた取組の内容欄には、計画策定(既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。)に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組(注)

時期	取組内容	備考
2025.12	顧問社労士浅野真一と策定・公表に向けてミーティング	
2025.12	男女別トイレの整備完了をSNSにて発信	
2025.12	育児休暇制度の措置に向け、顧問社労士浅野真一とミーティング	
2026.10	顧問社労士浅野真一と行動計画を確定させる	

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容(例:更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など)を記載すること。

4 女性農業者確保の目標(注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数(注)	4人
(女性農業者の新規確保人数の内訳)	
自営農業就業 1人	雇用就農者 1人
アルバイト等	2人

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の(5)の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。